

児童福祉施設指導監査業務に係る会計年度任用職員（特定事務）募集要項

1. 募集人数

2名

2. 業務内容

- ・児童福祉施設等の設備や記録等を閲覧し監査基準に則って適宜指摘を行う。
- ・指摘事項等の記録作成

3. 応募資格

- ・Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
- ・地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は応募できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 業務上あると望ましい経験

- ・神戸市の児童福祉に関わる部署で一定の在職経験がある人

5. 任用期間

2025 年 7 月上旬から 2026 年 3 月 31 日まで

6. 勤務条件等

(1) 基本給

1 時間当たりの給与：1,672 円

※本市職員としての経歴に応じて、一定の範囲で加算があります。

(2) 諸手当等

地域手当等

(3) 勤務時間・日数

児童福祉施設等（約 36 施設）への監査を実施する日程（事前に日程調整を行います）

8：45～18：00（休憩 60 分）のうち、監査を実施する時間

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち所属から指定された日

(5) 休暇

年次有給休暇

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市内児童福祉施設等

(7) **福利厚生**

健康保険（共済短期）、厚生年金、雇用保険、公務災害補償等

※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) **服務**

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ① 兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ② 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③ 兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(9) **その他**

- ・基本給及び諸手当は、給与改定等をうけて変更されることがあります。

7. 選考方法

(1) **書類選考**

合格者に 2025 年 6 月 25 日（水）までに電話にてご連絡いたします。不合格者にはご連絡いたしません。

(2) **面接選考**

書類選考合格者を対象に面接（2025 年 5 月下旬から 6 月下旬予定）を実施し、最終合格者を決定し、合格者に郵送等にて通知をいたします。（2025 年 6 月下旬予定）不合格者には通知いたしません。

8. 申込方法

(1) **提出書類**

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

(2) **申込方法**

メールにて kodomo_kateiyougo@city.kobe.lg.jp に提出してください。

(3) **受付期間**

2025 年 5 月 28 日（水）～2025 年 6 月 25 日（水）消印有効

9. 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市こども家庭局家庭支援課

電話（078）322-5211（直通）

※平日 9：00～17：00 時まで受付（12：00～13：00 を除く）

10. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。